

おっと! 落とし穴

契約の先にある深い穴に落ちこまないために

SNSで仲良くなったAさんと、
直接会う約束をした。

いいビジネスがあるの!
会員になって、商品をま
とめ買いして、友達に売
るだけで収入になるの!
代金はクレジットカード
で払えばいいよ。

友達を誘ったら
たくさん紹介料が
もらえるから、すぐ
払えるよ!



完全無料アダルト動画の
広告を興味本位でクリック
したら…

無料なら
大丈夫だろう…



やばい、9万円?!

スマホでアルバイト
情報サイトを閲覧

相談を聞いて、
アドバイスを
するだけで5万円か。
登録は無料だし、
簡単そうだから
やってみよう。



ずいぶん日にちが
経ったけど…
仕事まだかな…



消費者トラブルで困った時は **消費者ホットライン**

い や や

☎ (局番なし) **188** 番へ

はじめに

皆さんは誰もが消費者です。これまでの人生の中で様々な商品やサービスを購入し、思った通りの買い物ができた、期待外れの商品だった、必要以上に商品を買すぎてしまった、といった様々な経験をしてきたことと思います。

成人を迎える皆さん、また、成人を迎えたばかりの皆さんは、これからはオトナとして、親の同意がなくても、自分の意思で様々な契約ができるようになります。また、働き始めて経済力がつくと、これまで以上に高額なモノ、サービスを購入できるようになります。

でも、その前に、消費者として必要な、正しい知識や能力を身に付けておかないと、自分の支払い能力以上の買い物をしてしまったり、悪質な業者に不本意な契約をさせられてしまったりして、せっかく得たお金を使う自由が、一転して、お金の支払いに縛られる人生になりかねません。

この副読本では、大人の消費者として知っておいていただきたい、契約に関するテーマを中心にとり上げています。

本書を通じて、皆さんが、消費者トラブルや消費者事故を未然に防ぐ力、自分で解決する力を身に付ける手助けとなれば幸いです。

岐阜県環境生活部県民生活課

登場人物

結衣と光貴、2人は同じ高校に通っている同級生。帰り道が同じなので一緒に帰ることも多い。

クラスメイトが消費者トラブルにあったことをきっかけに「これからオトナになって、自分の意志で様々な契約ができるようになったら・・・」と考えるようになる。



結衣

合唱部に所属、情報通で同級生の噂話に詳しい



光貴

バスケット部に所属、天然キャラで友人が多い



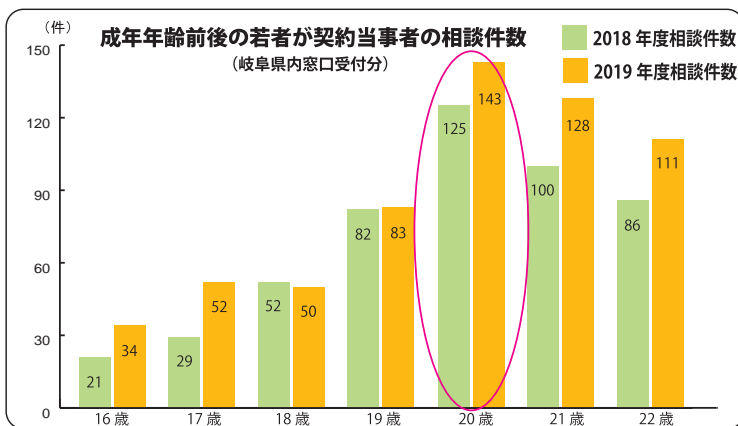
結衣の姉

大学4年生、就職活動をしなが、常に自分磨きを心がけている

目次

はじめに／目次	1	③貸借契約	12
☆注目☆18歳でオトナになります！	3	コラム①	
1 契約ってなんだろう？	4	インターネットの利用に気を付けよう	13
2 消費者トラブル事例	5	3 消費者を守る法律の仕組み	14
①インターネットトラブル	5	(1) 特定商取引法	14
○不当請求トラブル		(2) 未成年者による契約の取消し	15
○ゲーム課金トラブル		(3) 消費者契約法	16
○フリマサービスのトラブル		4 暮らしとお金・生活設計	17
○定期購入のトラブル		5 「消費者」として情報を読み解こう！	22
②悪質商法	8	6 消費者の権利と責任	25
○アポイントメントセールス		コラム②	
○キャッチセールス		みんなの消費が社会を変える？！	26
○エステ、学習塾、家庭教師など		7 知っておこう！もしものときの相談窓口	27
○マルチ商法、ネットワークビジネス			
○内職・モニター商法			

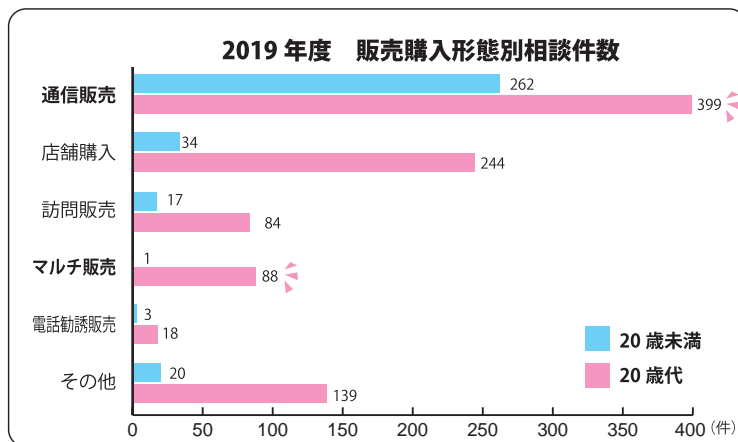
◆オトナになると悪質商法のターゲットに



2019年度の若者の消費生活相談件数を年齢別に見ると、20歳が一番多くなっています。

オトナになって、自分の意思でできる契約の幅が広がったために、悪質事業者に狙われやすくなるのが主な原因として考えられます。

2022年4月に行われる民法の改正で、オトナの基準が18歳になる(p3)と、このグラフはどう変化するでしょうか？



みんなはどんなトラブルにあっているの？

〈販売購入形態別〉

若者の相談で最も多いのは「通信販売」トラブル

〈商品・サービス別〉

16歳～18歳で最も被害が多いのは「化粧品、脱毛クリームなど」

2019年度 契約者が16歳～18歳の相談内容・件数 (商品・サービス別)

	商品・サービス	件数
1位	化粧品、メイク道具、脱毛クリームなど	42件
2位	健康食品、ダイエットサプリなど	27件
3位	アダルト情報サイト、オンラインゲームなど	25件

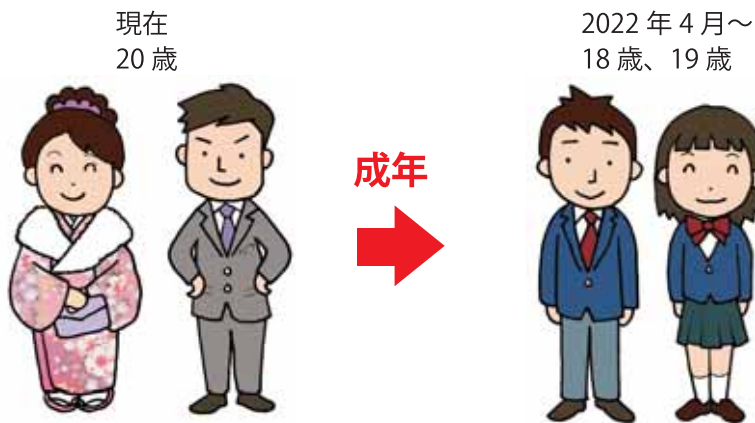
☆注目☆ 18歳でオトナになります！

「オトナ」になるってどういうこと？

民法が定める「成年」の年齢に達した人＝「オトナ」

○オトナの基準が変わる！

2022年4月から、民法の改正により成年年齢が現行の20歳から18歳に引き下げられます。



2021年度に高校1・2年生の皆さんは、18歳の誕生日からオトナに！

2021年度に高校3年生の皆さんは、2022年4月1日からオトナに！

オトナになるとどうなるの？

オトナになると親の同意がなくても、自分の意思で様々な契約ができるようになります。

成年年齢引き下げで変わる事・変わらない事

18歳でできるようになること

- ◆親の同意なしで契約できる
 - ・携帯電話の契約
 - ・一人暮らしのためのアパートを借りる
 - ・ローン組んで車を買う
 - ・クレジットカードをつくる
 - ・消費者金融でお金を借りる など



20歳でできるようになること (今までと変わらないこと)

- ◆飲酒
- ◆喫煙
- ◆競馬、競輪、オートレース、競艇などの公営ギャンブル



	未成年	成年
親の同意	必要	不要
未成年者取消権	有	無

成年年齢が引き下げられると、18歳、19歳の人は、未成年者取消権（p15）を行使できなくなるため、悪質商法などによる消費者被害の拡大が懸念されます。

18歳から契約の未成年者取消しができなくなります。

契約する際、どんなことに注意しなければならないか考えてみましょう。

成年年齢引き下げにより、早い段階から自分の意思でできることが増えると同時に、自らの行動に責任が伴うようになります。

記載例

- ・責任をもって契約をするため、契約に関する知識を学び、その契約が必要か検討する力を身につけておく。
- ・社会経験にとぼしく、未成年者取消しができなくなったばかりの若者を標的にする悪質な業者もいるため、だまされないよう注意しなければならない。
- ・ローンやクレジットカードの契約が可能になるので、安易な借金や多重債務に注意しなければならない。

1 契約ってなんだろう？

契約クイズ

◆次のクイズに YES・NO で答えてみましょう。

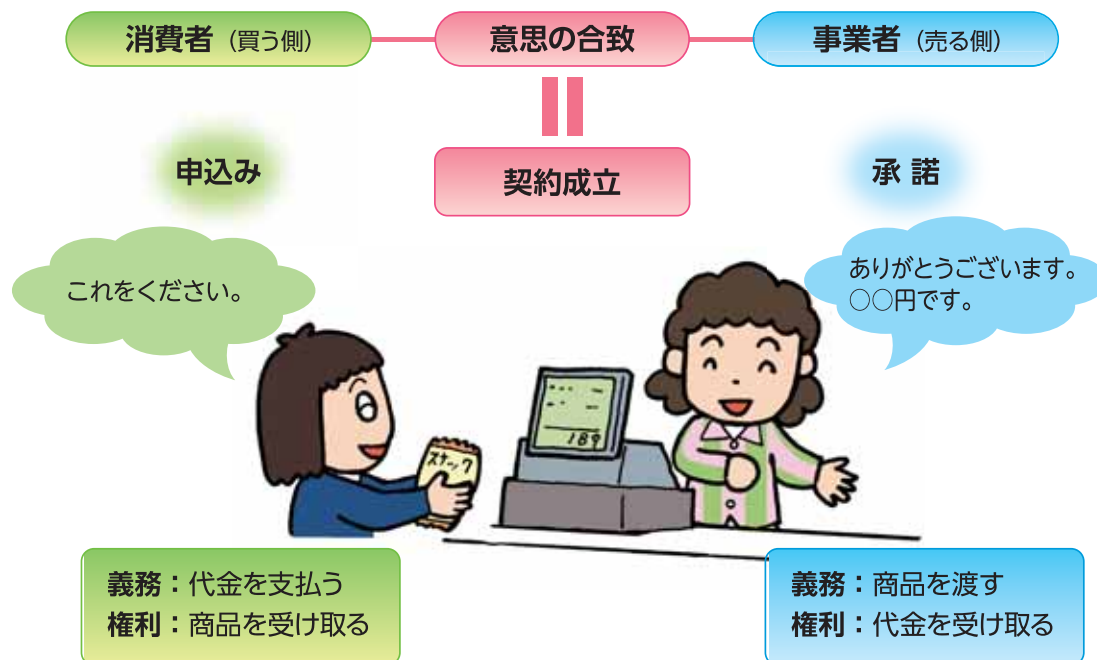
(ヒントはかって内の各ページにあります。)

- 1 コンビニでパンを買うことは契約である。(p4)
- 2 契約書に印鑑を押さなければ契約は成立していない。(p4)
- 3 お店で服を買ったが、別の店で同じような服が安く売っていた。返品できる？(p4)
- 4 アダルトサイトらしいネット広告を興味本位でクリックしたら、突然、「お申込みありがとうございます。代金 98,000 円をお支払いください。」と表示された。契約は成立している？(p5)
- 5 インターネットでブランドの靴が 50%オフで売っていたので購入した。サイズが合わなかったので返品したいけど、ホームページに返品についての記載がない。商品が到着した当日に返品できる？(p15)

(クイズの答えはページ下に)

契約とは？

契約とは、法的な責任が生じる約束事です。契約と聞くと難しいイメージを持つかもしれませんが、実は、とても身近で、誰もが毎日していることです。



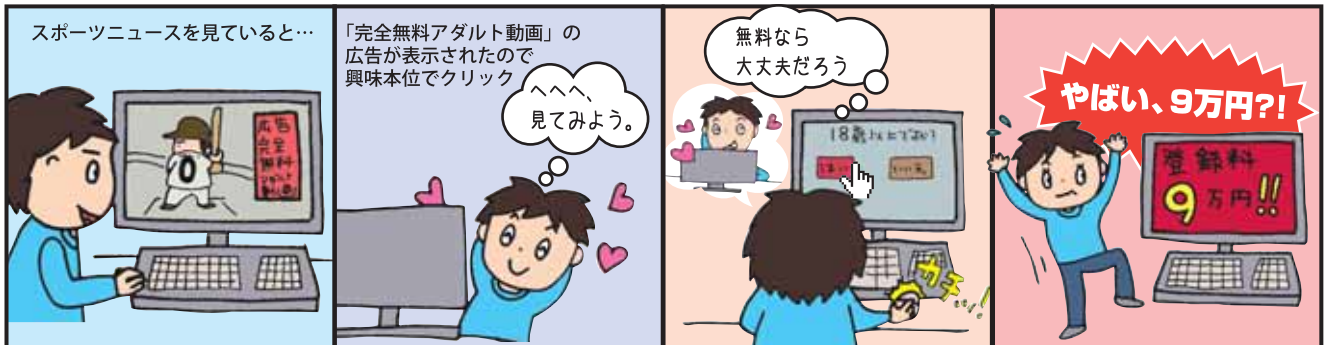
契約は、申込みと承諾という意思の合致により成立し、契約書のような書類を作らなくても口約束だけでも成立します。

いったん契約が成立すると、一方的に契約を取りやめたり、内容を変更したりすることは、基本的にできません。自分の契約に責任を持ちましょう。

(契約クイズ答え) 1.YES 2.NO 3.NO 4.NO 5.YES

2 消費者トラブル事例 ① インターネットトラブル

【1】 不当請求トラブル



ポイント

- 申し込む意思もなかったのに、無料サービスを選択しただけで勝手に請求をしてくるのは不当請求です。そもそも契約は成立していません。
- 業者に連絡してしまうと、電話番号などの個人情報を知られたり、それをきっかけに根拠のないお金を要求されたり、脅されたりする恐れもあります。
- インターネット上の取引では、消費者が申し込み内容を確認できる画面を設けるなどをしていなければ、契約の取消ができるということが法律で定められています。
(電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律)
- 詐欺的なトラブルの解決は非常に難しいです。まずはトラブルにあわないように注意しましょう。

【2】 ゲーム課金トラブル



ポイント

- ゲームのダウンロードは無料でも、ゲームを有利に進めるためのアイテムは有料のものがほとんどです。
- ゲーム課金の場合、キャッシュレス決済 (p19) であることが多いです。使い過ぎに注意しましょう。
- 有料サービスを利用する場合は、保護者とよく相談しましょう。

【3】フリマサービスのトラブル

(1) 商品受取前に出品者の評価をさせる



(2) フリマサービスを介さない決済方法を持ちかける



～発展～

エスクローのシステムを上手く利用しよう!

エスクローとは、運営業者が代金の受け渡しを代行してくれる仕組みのことです。売主と買主の間に運営会社が入ることで、商品未着や代金未払いなどのトラブルを防ぎます。

ポイント

- フリマサービス運営業者によっては、利用規約で(1)や(2)のような行為を禁止している場合があります。利用規約をしっかりと確認し、禁止されていることは絶対に行わないようにしましょう。
- フリマサービスは個人同士の取引です。サイト規約では、トラブル解決を当事者同士で行うよう求められることがほとんどです。

◆知ってる? 「チケット不正転売禁止法」(2019年6月施行)

「不正転売」とは、主催者の同意を得ずに、チケットを定価より高い値段で何度もくり返して他の人に売ることを言います。

●チケットを不正転売すること
●不正転売されたチケットだと知っていて買うこと

➔

この法律に違反すると?

1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金、またはその両方が科せられます!!

不正転売されたチケットを買ったら…



- ・転売チケットでは入場できない場合がある。
- ・お金を振り込んだのにチケットが届かない場合がある。
- ・公演中止、延期の補償が不十分な場合がある。

- 公式の「リセールサービス※」などの正規のルートで買きましょう。
- チケットの価格だけでなく、キャンセルや転売条件などに関する情報を確認しましょう。

※リセールサービスとは…チケットを買った人が急に行けなくなったときに、定価で希望者に販売するサービスのこと


【4】定期購入のトラブル（通信販売）

通販で「お試し価格 100 円」と書かれたダイエットサプリを購入したら…



ポイント

- 通信販売を利用する場合は保護者とよく話し合しましょう。
- 値引きが強調された商品には、一定期間、中途解約ができない定期購入契約が条件となっていることがあります。「定期購入が条件となっていないか」など契約内容をよく確認しましょう。
- 「ジャドママーク」などで安全な事業者かどうか、よく確認しましょう。

ジャドママーク  公益社団法人日本通信販売協会正会員のマーク。
 会員(業者)は協会の取り決めや法律を守って
 取引(商売)をしています。

- 通信販売にはクーリング・オフ制度 (p15) がありません。返品・交換条件を必ず確認しましょう。
- 契約条件などが記載されている注文時の画面を印刷しておきましょう。トラブルにあったときに役立ちます。

◆こんなネットショップには注意!

URLが不自然
購入を希望しているサイトのURLと違う

住所が番地まで記載されていない

電話番号がなく、連絡先がEメールしかない

字体(フォント)に通常使用されていない旧字体が混じっている

極端に値引きされている

支払い方法が銀行振込みのみ

機械翻訳したような不自然な日本語表現がある。

参考: 消費者庁『社会への扉』

こんなトラブルになる可能性が…

- ・代金を支払ったのに商品が届かない。業者と連絡が取れない。
- ・偽ブランド品だった。

2 消費者トラブル事例 ②悪質商法

【1】①訪問販売（アポイントメントセールス）



本当の恋人は あなたに物を売りつけない！

手口

～販売目的を隠した勧誘～

- ① 販売目的を告げずに、店舗や事務所などに相手呼び出して商品やサービスの契約をさせる。
- ② 密室で何人かの店員に囲まれ、契約せずには会場から出られない状況にする。
- ③ 親しい人からの勧誘により「断りにくいな」という心理を利用する。

これだけは知っておこう！

- 販売目的を隠して、一般の人々が自由に出入りしない場所に誘い込んで勧誘することは法律で禁止されています。

★クーリング・オフ制度の詳細は p15
★困った時は188に相談！詳細は p27

②訪問販売（キャッチセールス）



個室に連れて行かれたらキケン！ 素敵な営業スマイルの裏にある 悪意を見抜け！

手口

～外出先での不意打ちの勧誘～

- ① 街頭などで、親近感を感じる同年代をターゲットに声をかけ、店舗や事務所まで連れて行く。
- ② 販売員数名が熱心に勧誘し、勧誘を断っても「こんなに説明したのに…」などと断りにくい雰囲気にする。

これだけは知っておこう！

- 販売目的を隠した勧誘や威圧的な勧誘は法律で禁止されています。
- タブレット等で契約の手続きをした場合でも、契約書や契約の内容が記載されている書面を受け取るようにしましょう。

★クーリング・オフ制度の詳細は p15
★困った時は188に相談！詳細は p27

【2】特定継続的役務提供（エステ、学習塾、家庭教師など）

脱毛エステの場合



**「無料」「激安」魅力的な言葉の
先には、高い契約が待っている！**

手口

- ①「無料体験」「お試し価格」など、気軽に抵抗感なく受けられる商品やサービスで客を誘い、値段の高い商品やサービスの契約を勧める。
- ②先に無料サービス等の提供をして、負い目を感じて断りにくい状況にする。
- ③しつこい勧誘により、相手に「面倒だ」「断らずにこのまま円満に帰りたい」と思わせる。
- ④支払えないと断っても、クレジットカードの分割払いなどを勧められて、契約してしまう。

これだけは知っておこう！

- 「いりません!」という勇気を持ちましょう。
- その場ですぐ契約をせず、契約書面をしっかりと確認して、保護者と相談してから契約しましょう。
- ネット上の広告や口コミなどを鵜呑みにせず、分からないことは事業者にしっかりと確認しましょう。
- 中途解約する場合は違約金が発生することもあります。

★クーリング・オフ制度の詳細は p15

★困った時は188に相談！詳細は p27

もっと知りたい！こんな誘いに要注意！

※岐阜県で実際にあった相談をもとに作成しています。

駅前で男性から「無料でスキンケアチェックをしますか?」「皆、気軽にやってますよ」などと声をかけられ、店舗まで連れて行かれた。

スキンケアチェック後、店舗内の個室で3人の店員から「このままだと間違いなくシミが出てくる」「自分にお金をかけられない人ほど成功しない」などと言われながらエステ契約について勧誘を受けた。

断ったが「シミだらけのおばさんになってもいいの?」「今、契約するなら50%オフだよ?」「クレジットを組めば月々たったの5千円」などと説得が続いた。だんだん、契約しないことがおかしい事のように思えてきて、契約書にサインをしてしまった。

高額な契約なので、やっぱりやめたいと思ってお店に電話したら、違約金を請求された。



10歳代：女性

【3】連鎖販売取引（マルチ商法、ネットワークビジネス）



甘い言葉に要注意！
「お金」も「友情」も
手放さないで！

手口

- ①「簡単にもうかる」などと勧誘し、商品やサービスを契約させる。
- ②友人・知人からの誘いがきっかけであることが多い。
- ③人を紹介すれば報酬を得られることばかりが強調されるが、もうけ話の実態はよく分からない。
- ④借金をしてまで契約するよう勧める場合もある。

これだけは知っておこう！

- 実態や仕組みが分からない投資やビジネスの契約はしないようにしましょう。
- 友人・知人から誘われてもきっぱり断りましょう。友人を勧誘してしまうと、相手をトラブルに巻き込んだり、人間関係のトラブルになることがあります。
- 安易にクレジットカードの高額決済や借金をしないようにしましょう。

★クーリング・オフ制度の詳細は p15
 ★困った時は 188 に相談！詳細は p27

もっと知りたい！こんな誘いに要注意！

※岐阜県で実際にあった相談をもとに作成しています。

SNS で知り合った知人から副業でもうける方法の入った USB の購入を勧められ、会って説明を聞くことにした。その時に「会員になることで 80 万円の USB が 50 万円の会員価格で購入できる上に、友人を誘えば絶対に収入になる」と勧められた。

「お金がない」と断ったが、「3ヶ月も頑張れば、後は自動的に毎月 8 万～70 万円の収入が入ってくるので、簡単に返済できる」といわれ、消費者金融（サラ金）を紹介され契約した。

しかし、全然もうけることができず、友人の勧誘にも行き詰まり消費者金融の返済ができない。誘ってきた知人とも連絡が取れなくなった。初めの説明と全く異なるので、解約したい。



10 歳代：男性

【4】業務提供誘因販売取引（内職・モニター商法）

「簡単に高収入」は
ありえない！

手口

～ネットで始めるサイドビジネスの勧誘～

- ① 簡単な作業で高収入を得られることを強調し、消費者を勧誘する。
- ② 仕事をするために必要であるとして、マニュアル代や登録料と称して、高い契約を結ばせる。

これだけは知っておこう！

- クレジット契約や借金をさせてまで高額な契約を結ばせる場合もあります。
- 保証がないにもかかわらず、確実に収入が得られるなどといった事実と反する説明は法律で禁止されています。
- インターネットを利用した様々なビジネスが生みだされており、法整備が追い付かないために、被害にあっても救済されない場合もあります。
- 仕組みが複雑で、自分で理解ができないような商品やサービスには手を出さないようにしましょう。

★クーリング・オフ制度の詳細は p15

★困った時は188に相談！詳細は p27

もっと知りたい！こんな誘いに要注意！

※岐阜県で実際にあった相談をもとに作成しています。

SNSで「タップするだけでかせげる内職の紹介」と記載のあるアカウントをフォローするとメッセージが届き、「開始5分で2万円以上の報酬を受けられる」と、マニュアルの購入を勧められた。その後も実際に入金されている通帳の画像などが送られてきたので、簡単にかせげるのだと信じてしまい、マニュアル代18,000円を支払った。

その後、マニュアルの説明会と称した電話があり、「追加プランを契約すれば、月額100万の仕事になる」「クレジットカードの支払いも余裕でできるから大丈夫」と勧められ、誘導されるように60万円のプランをクレジットカード決済した。

しかし、マニュアルは役に立たない情報ばかりで、報酬も全然もらえない。



10歳代：男性

2 消費者トラブル事例 ③ 賃貸借契約

賃貸契約に関わるトラブル



借主にとって大きなトラブルとなるのは、退去時の「原状回復^{*}」です。トラブルを未然に防止するために、入居時に物件の状況をよく確認しておきましょう。また、原状回復などの契約条件を、貸す側、借りる側の双方でよく確認しておくようにしましょう。

※原状回復とは

「元の状態に戻す」という意味ですが、「賃借人が借りた当時の状態に戻すこと」ではありません。通常の使用による傷や汚れまで借主が負担する必要はありません。

国土交通省では、民間賃貸住宅について「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を作成し、借主が負担すべき費用について下記のように例示しています。

原状回復 [ガイドライン](#) [検索](#)

	賃貸人（貸す人）の負担となるもの	賃借人（借りる人）の負担となるもの
床 畳・フローリング カーペットなど	<ul style="list-style-type: none"> ○畳の裏返し、表替え（特に破損していないが、次の入居者確保のために行うもの） ○フローリングのワックスがけ ○家具の設置による床、カーペットのゴミ、設置跡 ○畳の変色、フローリングの色落ち（日照、建物構造欠陥による雨漏りなどで発生したもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ○カーペットに飲み物等をこぼしたことによるシミ、カビ（こぼした後の手入れ不足等の場合） ○冷蔵庫下のサビ跡（サビを放置し、床に汚損等の損害を与えた場合） ○引越作業等で生じた引っかきキズ ○フローリングの色落ち（賃借人の不注意で雨が吹き込んだことなどによるもの）
壁、天井 クロスなど	<ul style="list-style-type: none"> ○テレビ、冷蔵庫等の後部壁面の黒ずみ（いわゆる電気ヤケ） ○壁に貼ったポスターや絵画の跡 ○壁等の画鋸、ピン等の穴（下地ボードの張替えは不要な程度のもの） ○エアコン（賃借人所有）設置による壁のビス穴、跡 ○クロスの変色（日照などの自然現象によるもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常の清掃を怠ったための台所の油污れ（使用後の手入れが悪く、ススや油が付着している場合） ○結露を放置したことで拡大したカビ、シミ（賃貸人に通知もせず、かつ、拭き取るなどの手入れを怠り、壁等を腐食させた場合） ○クーラーからの水漏れを放置したため壁が腐食 ○タバコのヤニ、臭い（喫煙等によりクロス等が変色したり、臭いが付着している場合） ○壁などのくぎ穴、ネジ穴（重量物をかけるためにあけたもので、下地ボードの張替えが必要な程度のもの） ○賃借人が天井に直接つけた照明器具の跡 ○落書き等の故意による毀損

「国土交通省ホームページ『原状回復をめぐるトラブルとガイドライン』について」より一部抜粋

コラム① 〈インターネットの利用に気を付けよう〉

インターネットはパソコンやスマートフォンから手軽に利用でき、とても便利で身近な存在ですが、気づかないうちにトラブルに巻き込まれる危険性もあります。詐欺的なインターネットトラブルは、解決するのが非常に難しいです。まずは、トラブルに遭わないよう、危険性を十分に理解し、慎重に利用しましょう。

◆自分の個人情報を守ろう！

- 有名な会社名を名乗って偽の電子メールを送りつけたり、メールから偽の Web サイトにアクセスさせるなどの方法で、個人情報を盗むフィッシング詐欺が増えています。
- 本物の会社からのメールや Web サイトとほとんど区別がつかないように偽造するなど、ひと目で詐欺であると判別できないケースが増えています。
- 個人情報を抜き取ることを目的としたスマホアプリなども存在します。
- 個人情報は安易に入力しないようにしましょう。



◆インターネットの取扱いに注意

- 名前や住所などの個人情報が特定されないように気を付けましょう。
- 悪口やウソの情報を書き込まないようにしましょう。
- 他人が作ったイラストや動画、音楽などを勝手に利用しないようにしましょう。



もしトラブルに巻き込まれてしまったら、一人で悩まず、まずは保護者や先生に相談しましょう。

インターネットで困ったときの相談窓口

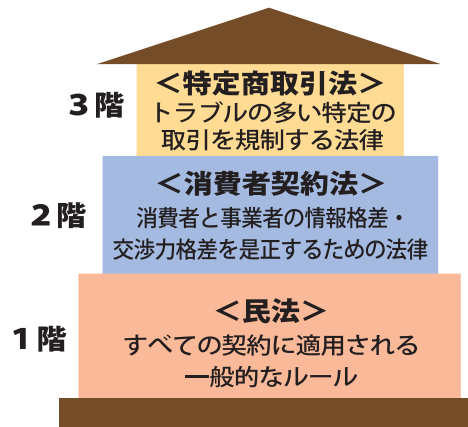
- 消費者ホットライン (契約に関するトラブル)
TEL 188^{いやや!} (近くの消費生活相談窓口につながります)
- 岐阜県教育委員会学校安全課教育相談係 (いじめなどのトラブル)
TEL 058-271-3328
- 岐阜県警察 少年サポートセンター (少年やその家族からの相談)
TEL 0120-783-800 (本部)
TEL 0120-783-802 (最寄りの地区少年サポートセンターにつながります)
- 岐阜県人権啓発センター (インターネットによる人権侵害などのトラブル)
TEL 058-272-8252

3 消費者を守る法律のしくみ

事業者と消費者の間には商品・サービスに関する情報の質や量、交渉力などの様々な格差があり、消費者は事業者に比べて弱い立場にあります。このような格差を是正し、消費者を支援するために、様々な法律が定められています。また、消費者からの相談を受け付け、問題解決を支援するために消費生活センターなどの行政機関があります。

消費者関連法は3階建て

下に行くほど、適用範囲は広く、規制は包括的になり、上に行くほど、適用範囲は限定され、規制内容は消費者保護に特化したものになります。



(1) 特定商取引法

トラブルが生じやすい7つの取引形態（特定商取引）について、様々な規制をかけることで、消費者に損害が生じることを防止し、利益を保護するための法律です。

この法律では、取引の種類によって、再勧誘の禁止、申込みの撤回または契約解除（クーリング・オフ）などのルールが定められています。

特定商取引法に定める取引の種類	詳細	主なルール		
		書面 交付義務	クーリング・オフ (期間)	クーリング・オフ期間 経過後の中途解約
訪問販売 (P8)	自宅などへの訪問 キャッチセールス（営業所以外の場所から誘い、店に同行させる）、アポイントメントセールス（販売目的を隠して誘う）	○	○ (8日間)	—※
通信販売 (P7)	テレビ、雑誌、カタログ、インターネットなどに広告を出し、郵便、電話、インターネット等で申込みを受ける	確認画面 の表示	—	—
電話勧誘販売	電話で勧誘し、申込みを受ける (電話を切った後の郵便・電話等による申込みを含む)	○	○ (8日間)	—※
連鎖販売取引 (マルチ商法) (→P10)	個人を販売員として勧誘し、商品やサービスを契約させ、さらに次の販売員を勧誘させるというかたちで、販売組織を連鎖的に拡大させながら商品やサービスを販売する	○	○ (20日間)	○
特定継続的役務 提供（7つの役務） (→P9)	エステティック、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス（エステ・美容医療は1か月、その他は2か月を超える期間、5万円を超える金額の契約）	○	○ (8日間)	○
業務提供誘引販売 取引（→P11）	仕事を紹介するので収入が得られると勧誘し、仕事に必要なだからといって商品やサービスを購入させる	○	○ (20日間)	—
訪問購入	自宅などを訪問して貴金属等物品を購入（買取）する	○	○ (8日間)	—

※過量販売による契約解除… 日常生活において通常必要とされる分量（回数、期間）を著しく超える商品等の売買契約の場合、契約から1年間は解除できません。

◆クーリング・オフ制度

クーリング・オフ (Cooling off) には、頭を冷やすという意味があります。消費者は、一度契約をしてしまった後でも、頭を冷やしてよく考え直す時間を与えられています。クーリング・オフをすると、理由を問わず無条件に契約を取り消すことができます。

クーリング・オフ制度は、特殊な場合に使うことできる特別なルールです。ささいなことでも書面をよく読んだり、しっかり説明をきいたり、十分に理解した上で慎重に契約するよう日頃から心がけましょう。

クーリング・オフ期間は8日間です (連鎖販売取引・業務提供誘引販売取引は20日間)

◆クーリング・オフ期間の数え方とポイント

- ・契約書面受領日が起算日 (1日目) となります。
- ・通知日は発信日であり、期間内に相手に到達している必要はありません。
- ・通知文書はコピーを取り、簡易書留郵便か特定記録郵便で送り、受付日が押印された受領証は必ず保管しておきます。

期間の数え方 (8日間の場合)

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11

クーリング・オフができない場合もあります!

- ・自分から店に出向いて購入した場合
- ・通信販売で購入した場合
- ・乗用自動車
- ・葬儀
- ・指定消耗品 (健康食品、化粧品、せっけん、洗剤、防虫剤など) の使用部分
- ・現金取引で 3,000 円に満たない場合
- ・電気通信サービス

クレジットカードで商品を購入していた場合は?

クーリングオフは、購入者が、購入したお店に対して行う手続きであり、カード会社が売上を取り消すことではありません。そのため、カード会社に必ずしも連絡する必要はありません。

しかし、通知書面の写しなどをカード会社に送れば、取消に応じてもらえる場合もあります。詳しくはカード会社に問い合わせてみましょう。

◆通信販売で購入した商品はクーリング・オフできないの?

通信販売にはクーリング・オフ制度はありませんが、広告に右に記載の内容を表示しなければならない決まりになっています。

これらの表示がない場合は、商品が届いた日から数えて 8 日間以内であれば、消費者は事業者に対して契約申し込みの撤回や解除ができ、消費者の送料負担で返品が出来ます。

- ・返品できるかどうか
- ・返品の期間や条件
- ・返品に必要な費用

(2) 未成年者による契約の取消し

未成年者が法定代理人 (保護者) の同意がない契約をした場合は、その契約を取り消すことができます。

◆こんな場合は取り消せない!

- ・おこづかい程度の金額の場合
- ・保護者が支払った場合
- ・結婚している場合 (成人とみなされる)
※現行の民法に限る。
- ・自分は成人しているとウソを言った場合
- ・法定代理人 (保護者) が同意をしているとウソを言った場合など

民法が改正されると、18歳、19歳は未成年者による取消しが出来なくなるよ!



(3) 消費者契約法

消費者と事業者の間にある情報の質や量、交渉力の格差を埋めることにより、消費者の利益を擁護するための法律です。労働契約を除く、すべての事業者・消費者間の契約に適用されます。

事業者の不適切な勧誘により締結した契約は取り消すことができます
消費者の利益を一方的に害する条項は無効です

■ どんな場合に取り消しができるの？

その1

事実でないことを言われた

「大学受験合格率 100%」
はウソの実績だった。



その2

根拠のないことを言われた

絶対にもうかるって聞いたのに！



その3

契約するまで帰らせてくれない、帰ってくれない



その4

不安をあおることを言われた

「このままだと大学に受からない！」とゼミの受講を勧誘された。



取り消すことができる期間は気づいた時から1年間、契約した時から5年間

■ 無効になる条項

その1

事業者は責任を負わないとする条項

例) 当社はいかなる理由があっても一切損害賠償責任を負いません。



その2

高すぎる損害賠償や違約金を定める条項

例) 毎月の家賃 (70,000 円) は、当月 20 日までに支払うものとする。前記期限を過ぎた場合には 1 ヶ月の料金に対し年 50% の遅延損害金を支払うものとする。



その3

消費者の利益を一端的に害する条項

例) この規定の運用並びに規定外の判断は管理会社である当社が全て行う。



その4

消費者はどんな理由でもキャンセルできないとする条項

例) 販売した商品については、いかなる理由があっても、ご契約後のキャンセル・返品はできません。



◆ おかしいと思ったら声を上げよう！

上記のような、消費者の利益を不当に害する条項は無効となります。おかしいと思ったら、消費生活相談窓口や消費者団体に相談しましょう。実際に、消費者が声を上げたことで、ある有名な事務所が運営するファンクラブの会員規約が見直された事例もあります。

【責任を持った契約を！】

このように消費者の利益を守る法律は様々で、1 つの方法がダメでも、その他の方法で消費者トラブルを解決できる可能性があります。

しかし、実際には、相手方と連絡が取れなくなるなど、被害が救済されないケースも少なくありません。契約トラブルを未然に防ぐために、契約することに責任を持ち、軽い気持ちで契約しないようにしましょう。

4 暮らしとお金・生活設計

生活設計 人生に必要な資金を計画的に考える

人生の希望や計画を時系列で描いたものをライフプランといいます。ライフプランとその資金計画を作成することを生活設計といいます。自分の理想とする将来の生活設計を考えてみましょう。

自分が将来、どのような人生を送りたいのかを考えて、ライフプランを立ててみると、どの時点で、どのような準備が必要になるのかも見えてきます。



借入れ

クレジットカード払い

分割払い

自動車購入・リース

◆クレジットカードでお金を支払う

クレジットカードには、翌月一括払いや分割払い、リボ払いなど、いろいろな支払方法があります。リボ払いでは支払残高に応じて、毎月の支払額があらかじめ決められています。

〈クレジットカードの支払方法と手数料〉

支払い方法		手数料
一括払い (1回払い)	代金を一括で支払う	なし
分割払い	3回、6回、12回など、消費者が支払回数を選んで分割で支払う	あり
リボルビング払い (リボ払い)	金額や回数にかかわらず、毎月の支払額を一定にして支払う方法	あり


	前払い	即時払い	後払い
方法	商品やサービスを受け取る前に代金を支払っておく。	商品やサービスと引き換えにその場で支払う。	商品やサービスを先に受け取り、期日が来たら代金を支払う。
種類	プリペイドカード、プリペイド型電子マネーなど	現金、デビットカードなど	クレジットカードなど

ライフイベントに係るお金とライフプランの例については、以下をもとに作成


- ・結婚費用総額：株式会社リクルートマーケティングパートナーズ「セクシー結婚トレンド調査 2020」
- ・妊娠・出産費用：国民健康保険中央会「正常分娩分の平均的な出産費用について（平成 28 年度）」
- ・住宅取得資金：住宅金融支援機構「2019 フラット 35 利用者調査」
- ・子供の教育費：文部科学省「子供の学習費調査（平成 30 年度）」、独立行政法人 日本学生支援機構「学生生活調査（平成 30 年度）」を参考に岐阜県にて算出
- ・老後の生活費：総務省「家計調査（家計収支編）（令和 2 年度）」

人生の3大費用といわれる「教育・住宅・老後」など、人生のイベントや段階ごとに、まとまったお金が必要になります。ライフプランを立てることで、いつ、どのくらいのお金が必要になるのかが分かれば、計画的に備えることができます。働いて得たお金を適切に貯蓄・運用したり、必要に応じて借入れるなどして、計画的に準備していきましょう。


	50代	60代	さらに+
住宅取得資金	子供の教育費	老後の生活費	日常に必要な費用・緊急費用 (生活費の3ヶ月分)
マンション 約 4,521万円 建売住宅 約 3,494万円	幼稚園~大学4年間(国公立の場合) 約 800万円 幼稚園~大学4年間(私立の場合) 約 2,400万円	約 23万円 /月(総世帯)	食費 交際費 光熱費 交通費 衣服 冠婚葬祭、 病気やケガで働けなくなった時…




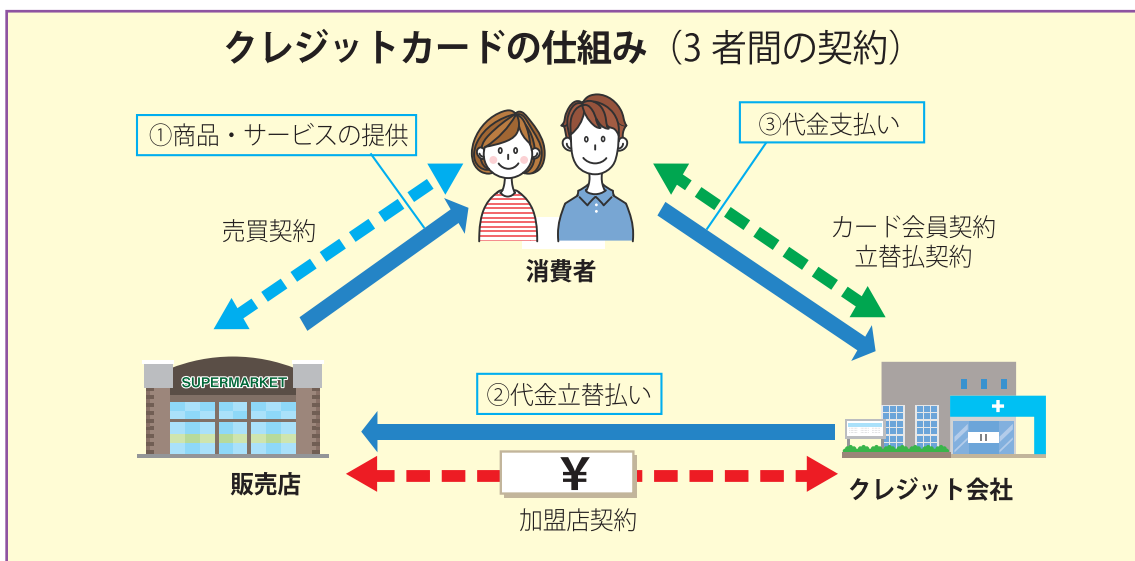
住宅ローン



奨学金 **教育ローン**







◆リボルビング払い(リボ払い)って便利?

メリット

- ・毎月の支払額が一定で家計管理しやすい

デメリット

- ・借金をしているという感覚が薄れてしまい、いつのまにか借入額がふくれ上がってしまう
- ・手数料がかかる
- ・いつまでたっても返済が続く
- ・手数料や総額が分かりにくい
- ・何に支払っているのか分からない



※クレジットカードには、リボ払いが初期設定になっているものもあります。

キャッシュレス決済

キャッシュレス決済とは、現金を使わずにお金を支払うことです。手軽な手段ですが、悪質商法に利用されたり、複雑な仕組みを理解しないまま支払ってしまったことによるトラブルが発生しています。自分の環境に合った支払方法を選びましょう。また、セキュリティ対策もしっかりしましょう。

キャッシュレス決済手段 一覧

決済形態	決済サービスの例		メリット	デメリット
カード決済 (磁気・ICチップ型)	クレジットカード	VISA Mastercard JCB	<ul style="list-style-type: none"> ・お店やインターネットなど幅広く使用できる ・利用できるお店が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・クレジット（後払い）方式なので使い過ぎに注意する必要がある ・分割払いの場合は手数料がかかる場合がある
電子マネー決済	交通系	Suica TOICA ayuca	<ul style="list-style-type: none"> ・切符の代わりとして使用できる ・使い過ぎを防げる 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前にチャージする必要がある ・入金したお金は基本的に戻らない ・無くしたとき、補償が受けられるかどうか確認する必要がある
	流通系	楽天Edy WAON	<ul style="list-style-type: none"> ・利用可能なお店が増加 ・使い過ぎを防げる 	
QR・バーコード決済	PayPay メルペイ 楽天Pay amazon Payなど		<ul style="list-style-type: none"> ・スマホがあればカードなどを取り出さなくても利用できる ・チャージ（前払い）、クレジット（後払い）のどちらも使用できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・充電していないと使用できない (災害時や通信障害の時には使えなくなる場合がある) ・不正利用の被害にあったとき、補償が受けられるかどうか確認する必要がある

◆スマホ決済

割引やキャッシュバックが受けられるスマホ決済サービスが増加しています。スマホ決済を利用するには使いこなすだけの十分な知識が必要です。

タッチ決済

スマホを読み取り機（リーダー）にかざす



QR・バーコード決済

店舗のバーコードリーダーで、スマホに表示されたバーコードを読み取る



スマホで店舗の液晶画面などに表示されたバーコードを読み取る



ポイント

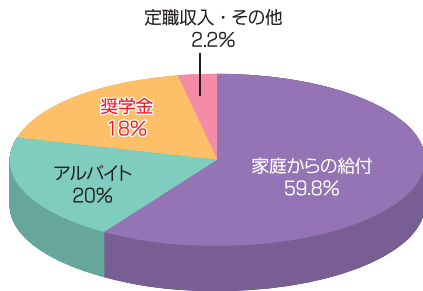
- 決済に必要なパスワードは、誕生日などの簡単なものは避けましょう。
また、二段階認証などのセキュリティ対策が行われているものを選びましょう。
- スマホで決済した金額はその場で必ず確認しましょう
- 支払い完了のお知らせメールやレシートなどの記録は必ず残しておきましょう。

キャッシュレス決済を利用するときに、気を付ける点を考えてみましょう。

気を付ける点	(記載例)
	<ul style="list-style-type: none"> ・必要以上にサービスを申し込まない ・利用規約などをよく読み、自分に合ったサービスを選択する。 ・万が一、不正利用の被害にあった場合、補償がうけられるかどうかを利用規約などで確認する。 ・自分の個人情報がどのように利用されるのかを確認する。 ・収入や預金残高に見合った範囲で、節度ある利用をする。

奨学金は将来への投資？

学生生活費の内訳
(大学昼間部収入平均月額 約 166,775 円)



現在、大学生の奨学金受給率は 47.5% となっています。(大学昼間部平均)

大学生の生活に奨学金は欠かせない収入源となっていますが、「貸与型奨学金」の場合は将来の生活に重い負担となってくることがあるので注意しましょう。

※出典：独立行政法人 日本学生支援機構「平成 30 年度学生生活調査」

自治体や大学などの機関が運営する様々な奨学金がありますが、代表的なものに日本学生支援機構 (JASSO) の奨学金があります。この奨学金には、返還不要なもの (給付型奨学金)、利息の付かないもの (第 1 種奨学金) と利息の付くもの (第 2 種奨学金) の 3 種類があります。

貸与型の奨学金は、「借金」です

貸与型奨学金は、卒業後に毎月、分割で返還することになります。人生に必要な資金 (p17. 18) は決して少なくありません。貸与型奨学金を受給した場合、住宅費の支払いや子どもの養育費に加えて、奨学金を返済していく必要があります。

◀返還例▶ 【第 2 種奨学金】大学学部・貸与期間 4 8 か月の場合

貸与月額 (円)	貸与総額 (円)	返還総額 (円)	月賦額 (円)	返還回数 (回)
30,000	1,440,000	1,761,917	11,293	156 (13年)
50,000	2,400,000	3,018,568	16,769	180 (15年)
80,000	3,840,000	5,167,586	21,531	240 (20年)

※返還利率は、国の財政融資資金の借入金利に連動して変動します (ただし上限年 3%)。◀返還例▶は 3% で計算。

※貸与月額は、3 万、5 万、8 万、10 万、12 万円から選択

◆参考：学歴別にみた初任給 (厚生労働省 令和元年賃金構造基本統計調査結果 (初任給))
大学卒 21 万 200 円 大学院修士課程修了 23 万 8,900 円

将来、様々な要因で、奨学金が返せなくなることも十分あり得ます。また、奨学金の返済が遅れると、延滞金が課せられます。

貸与型奨学金を受給する場合、そのようなリスクがあることをしっかりと理解しておくことが大切です。

もっと知りたい！こんなときは迷わず相談！

※岐阜県で実際にあった相談をもとに作成しています。

着物をクレジットカード払いで購入し、毎月 4 万円の支払いがある。着物を購入したときは、ある程度収入もあったため、支払いも苦ではなかった。しかし、その後、仕事をやめ、貯金もなくなり、支払いが苦しくなってきた。

着物の支払い以外にも奨学金の返済が月 16,000 円あり、奨学金の残高は 220 万円である。国民年金の支払いもままならない。どうしたらよいか。

20 歳代：女性

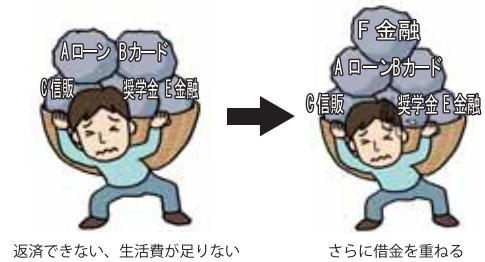


- ・支払いを滞納する前に、消費生活相談窓口や購入したお店に相談してみましょう。
- ・失業などで奨学金の返還が難しくなったら奨学金の貸与を受けた機関に早急に相談しましょう。

多重債務 ～返済のための借金は消えない借金に！～

◆多重債務とは

借金返済のため別の借金を繰り返し、返済が困難になることを「多重債務」といいます。返済額分を借入れていくと手数料分が増えていき、結果として、はじめに借りた金額以上に借り入れることになるだけでなく、支払いがいつまでたっても終わらなくなります。



◆多重債務に陥らないために

- ・収入の範囲内での生活を心がけ、安易に借金はしない
- ・友人や知人などに頼まれても安易に保証人にならない
- ・クレジットカードは必要以上に作らない
- ・「借金のための借金」は絶対にしない

あなたはどんなタイプ？（1） こんな人は多重債務に陥りやすいかも！

A、Bそれぞれの合計を出し、自分のタイプを確認しましょう。

よく当てはまる→3点 まあまあ当てはまる→2点 当てはまらない→1点

A

1. 欲しいものがあれば、すぐを買ってしまう _____ 点
2. 無駄な買い物をしてしまうことが多い _____ 点
3. 計画を立てて行動するのが苦手だ _____ 点
4. おサイフや預金口座にいくらあるか分からない _____ 点
5. お金はあればあるほど使いたくなる _____ 点

B

1. 悩み事を一人で抱えてしまうことが多い _____ 点
2. きっぱりと断るのが苦手だ _____ 点
3. 失敗を他人に知られたくない _____ 点
4. 真面目な性格だと思う _____ 点
5. 自分から人に話しかけるのが苦手である _____ 点

合計点 **A** _____ 点 **B** _____ 点

下の表を見て自分のタイプを確認しよう！

Aの合計 ()	Bの合計 ()	あなたはこんな人!
11～15点	11～15点	多重債務危険度 90% このままだとちょっと危険かも…。一度、多重債務に陥ってしまうと、なかなか抜け出すことができません。かしいお金の使い方を身につけて、まずは多重債務に陥らないように心がけましょう。
5～10点	11～15点	多重債務危険度 50% あなたに必要なのは…「人との関わり」です！ 多重債務を自分ひとりで抱え込んでしまうと、不安な感情がどんどん膨れ上がってしまい、なかなか問題解決のための行動を起こせなくなってしまう場合があります。困ったことがあったら、一人で解決しようとせず、勇気をだして周りの人や相談窓口にご相談しましょう。
11～15点	5～10点	多重債務危険度 50% あなたに必要なのは…「自分をコントロールする力」です！ 商品を買う前は、本当に必要なのか、予算は足りるのかなど、一度冷静に考えてみる癖をつけるといいかもしれません。また、「毎月〇〇円は貯金する」など、自分なりの目標を決めて計画的にお金を使う力を身につけていきましょう。
5～10点	5～10点	多重債務危険度 10% 計画的に生活できて、いざとなったら助けを求めることができるあなたは、多重債務に陥りにくいタイプです。自分のことだけでなく、困っている人に気付く力や相談に乗る力を付けていきましょう。

困ったら相談しよう！

<多重債務相談窓口>

財務省東海財務局多重債務相談窓口 **052-951-1764**

公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会多重債務ほっとライン **0570-031640**

岐阜県弁護士会「クレジット・サラ金相談」 **058-265-0020**

5 「消費者」として情報を読み解こう！

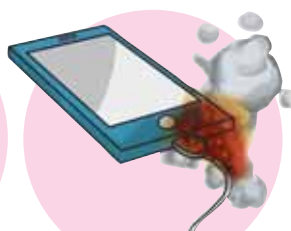
事故を防ぐために



⚠️ <暮らしに潜む危険>



カラーコンタクトレンズで目に傷がついた



スマホ充電中にコネクターから発煙・発火



脱毛エステによるやけど

参考：消費者庁『社会への扉』

◆事故にあったら相談、情報提供しよう！

製品事故にあった時には、製造者や消費生活相談窓口に連絡してください。二次被害の防止、品質改善につながります。

◆「リコール情報サイト」を見てみよう

「リコール制度」とは、欠陥のあった商品を企業が回収したり、無料で修理する制度です。

欠陥のある商品を知らずに使い続けたりすることは大変危険です。リコール情報サイトなどで、情報を集めるようにしましょう。

例えば…

- ・「消費者庁リコール情報サイト」
- ・新聞記事

◆「製造物責任（PL）法」～製造者等への損害賠償請求を可能にした法律～

- ・製品の欠陥により、生命、身体または財産に被害が生じた場合の製造業者などの損害賠償の責任について定めた法律です。
- ・被害者は製品の欠陥により被害が生じたことを証明する必要があります。
- ・消費者の誤使用による事故等は製品の欠陥とは判断されない場合もあります。
- ・事故が発生したら、写真を撮っておくなど、現場の状況を確認、記録しておきましょう。

製品事故を防ぐためのポイント

- 1 購入時に安全性をチェックする
- 2 取扱書説明書などをよく読んで、正しい使い方をする
- 3 保守・点検をこまめに行う

情報を見極めよう！



私たちが商品やサービスを選ぶとき、インターネットやチラシの広告を参考にすることがあります。しかし、それらの広告に表示されている情報はすべて正しいとは限りません。中には、商品やサービスの品質や価格について、ウソや大げさな表示、根拠のない表示など、消費者をだますような表示がされている場合もあります。

◆こんな法律があります！「景品表示法」

景品表示法では、ウソや大げさな表示など、消費者をだますような表示を禁止しています。

例えば…

「大学合格実績 No. 1」→実は、他校と異なる方法で数値を出し、適正な比較をしていなかった。

「国産〇〇牛使用！」→実は、国産〇〇牛ではなかった。

「他社商品の2倍！」→実は、他社と同じくらいの内容量だった。

しかし、禁止されているからといって、油断してはいけません。様々な情報の信憑性を自分で判断して、トラブルを回避する力をつけましょう。そのためには、日頃から様々なことに関心をもって情報を収集しておく必要があります。

個人情報登録する時はよく考えて！



個人情報を登録して会員になることで様々なサービスを受けられるのには理由があります。

「お得なサービス」の内容だけに目が行きがちですが、利用規約、会員規約などをよく確認して、自分の個人情報がどのように利用されるのかを確認しましょう。

また、企業の個人情報漏えい、流出の事件が後を絶たない中で、自分の個人情報が第三者へ流出するリスクがあることも考え、情報提供先として適切かどうかを見極める力を付けることも大切です。

<会員規約>

.....

3 会員の個人情報の利用目的

- (1) 会員の趣味、関心に応じたサービス提供のため及び会員へのサービスの向上・改善等を目的とした会員情報分析のため。
- (2) 会員に対して、電子メールを含む各種通知手段により、当社が適切と判断した企業のさまざまな商品情報、サービス情報その他の営業の案内もしくは情報の提供のため

4 第三者への個人情報提供について

会員は、当社が、以下に記載する条件に従って、個人情報を、下記に定める提供先に対して提供することにつき、同意します。

- (1) 当社の関連企業
- (2) 会員向けサービスを提供する提携先企業

.....

あなたはどんなタイプ？（2） 君の情報力を試してみよう！

◆情報力テスト

問1～5、問6～10それぞれの合計を出し、自分のタイプを確認しましょう！

よくある→3点 時々ある→2点 あまりない→1点

作成：岐阜大学教育学部教授 大藪千穂

問1 テレビやインターネットのニュースを一日一回はチェックする。 点数→ <input type="text"/>	問2 雑誌などをよく読む。 <input type="text"/>	問3 新聞の折り込みやネット広告をよく見る。 <input type="text"/>	問4 買うものがなくてもお店に行ったり、ネットショッピングのサイトをチェックしたりする。 <input type="text"/>	問5 新しいことを知る時は、人から聞いたり、ネットで知ることが多い。 <input type="text"/>
問6 食べ物や文房具を買う時に、「賞味期限」やマークを確かめて買う。 <input type="text"/>	問7 人のやり方を見てすぐに取り入れる方だ。 <input type="text"/>	問8 使い方が分からない時は、説明書を読んだり、人に聞いたり、ネットで調べたりする。 <input type="text"/>	問9 授業で学んだことで、家でできそうなことはやってみる。 <input type="text"/>	問10 外食した時、おいしかった食事を家で作ってみる。 <input type="text"/>

あなたの合計点は… 問1～5 点

問6～10 点

下の表を見て自分のタイプを確認しよう！

問1～5の合計 (<input type="text"/>)	問6～10の合計 (<input type="text"/>)	あなたはこんな人!
11～15点	11～15点	「情報の達人」 情報にいつもアンテナを張っていて、新しい情報好き。でもそれだけでなく、うまく情報を活用することもできる「情報の達人」!
11～15点	5～10点	「情報集めの達人」 情報をすぐ見つけ出すことができる「情報の達人」!でもそれを活かすのには手こずっているみたい。これからは集めた情報を生活でうまく使いこなしたいね!
5～10点	11～15点	「情報使いこなしの達人」 知っている情報を使いこなすのが上手な「情報使いこなしの達人」!でも自分で情報を集めるのは苦手みたい。これからは情報アンテナの感度を上げて!
5～10点	5～10点	「情報苦手タイプ」 情報を自分で集めるのもめんどくさい、生活に活かすのもめんどくさい…情報社会に取り残されちゃうよ!生活を便利で豊かにするために、これからは情報に敏感になって「情報の達人」をめざそう!

6

消費者の権利と責任

消費者の8つの権利

- 安全が確保される権利
- 選択する権利
- 知らされる権利
- 意見が反映される権利
- 消費者教育を受けられる権利
- 被害の救済を受けられる権利
- 基本的な需要が満たされる権利
- 健全な環境が確保される権利

よく理解しよう！



よりよい選択をしよう！



消費者の5つの責任

- 商品や価格などの情報に疑問や関心をもつ責任
- 公正な取引が実現されるように主張し、行動する責任
- 自分の消費行動が社会(特に弱者)に与える影響を自覚する責任
- 自分の消費行動が環境に与える影響を自覚する責任
- 消費者として団結し、連帯する責任

「消費者基本法」は、消費者が自立した消費生活を送るための「権利」と「責任」を示しています。

この「権利」と「責任」をよく理解して、自分で考え、より良い選択ができる消費者を目指していきましょう。

コラム② 〈みんなの消費が社会を変える?!〉

◆「消費者市民社会」の実現

現代社会には、地球環境、エネルギー・資源問題など、消費をめぐる問題が山積しています。その中において、消費者は、市場に提供された商品やサービスをただ「受動的に消費」するのではなく、自らの消費が社会に与える影響を自覚して、公正な市場の形成、持続可能な社会の実現に積極的に関与しようとする姿勢が求められています。「消費者市民社会」とは、このように消費者一人一人が、自分だけでなく周りの人々や、将来生まれる人々の状況、内外の社会経済情勢や地球環境にまで思いを馳せて生活し、社会の発展と改善に積極的に参加する社会を意味しています。

◆持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。



◆エシカル消費

エシカル消費とは、持続可能な開発目標（SDGs）の「ゴール12 つくる責任つかう責任」に関連するもので、より良い社会に向けた、人や社会、環境などに配慮した消費行動のことです。私たち消費者一人一人が身近なことから参加できる取組として、推進されています。

エシカル消費の例

人	・福祉作業所などの商品を選ぶ → 障がい者の自立支援
社会	・フェアトレード*商品を選ぶ → 発展途上国の生産者・労働者の生活改善、自立支援 *発展途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に取引することによって、生産者の持続的な生活向上を支える仕組み
環境	・COOL CHOICE（クールチョイス）* → 環境への配慮 エコカーを買う、エコ住宅を建てる、省エネ家電にする、高効率な照明に換えるなど *2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動 ・食品ロス削減 → 環境への配慮 必要な分だけ買う、すぐ使う、食品は棚の手前から取るなど
地域	・地元の産品を選ぶ → 地域活性化、輸送エネルギーの削減 ・被災地の産品を選ぶ → 被災地の経済復興を応援

未来を変えるのは、私たちの日々の消費です

7 知っておこう！もしものときの相談窓口

消費者トラブルで困ったら、一人で悩まずに相談してください。

消費者ホットライン

相談は無料！

いやや！

☎(局番なし) **188** 番へ

～いやや(188)泣き寝入り!と覚えて下さい～

☎188番に電話すると、市町村または県の消費生活相談窓口につながります。
電話は自宅の郵便番号を確認してからかけましょう。

岐阜県県民生活相談センター

☎058-277-1003

月～金曜日 8:30～17:00

土曜日 9:00～17:00(電話相談のみ)

(日・祝日・年末年始は休み)

ホームページに消費者トラブルの事例やアドバイスを掲載しています。

岐阜県消費者の窓

検索

あなたの市町村の消費生活相談窓口の電話番号を調べて書きこもう！

若者のための消費者教育副読本

おっと! 落とし穴

令和3年3月発行 第24版

発行／岐阜県環境生活部県民生活課
岐阜市数田南2丁目1番1号 058-272-1111(内2985)
監修／岐阜県消費者教育支援専門委員会



相談する時は、手元に契約書を持って！

- ・販売者の名称
- ・商品名
- ・買った日、契約した日
- ・契約時の状況
- ・買った場所、契約した場所を明確にしてください。

令和2年度岐阜県消費者教育支援専門委員会

大藪 千穂(岐阜大学教育学部) 平田 勇人(朝日大学法学部)
奥田 啓祐(岐阜県弁護士会) 柴田 幸美(県教育委員会学校支援課)
亀山 善弘(県教育委員会学校支援課) 伊藤 翼(県立飛騨高山高等学校)
亀山 貴美子(県立岐阜高等学校) 北川 住江(岐阜県県民生活相談センター)

この副読本は岐阜県金融広報委員会の助成を受けて作成しています。